

# 上下水道料金の軽減制度

上下水道料金には、皆さんの生活負担を軽減できる制度があります。  
次の条件に該当する方は、申請し承認された場合、基本料金が軽減されます。

## 水道料金

基本料月額2,475円（消費税込み）のうち、638円が軽減されます。

- 条件**
- 生活保護世帯
  - 70歳以上の単身世帯**で、当該年度の町民税が非課税世帯の方
  - 母子または父子家庭のうち児童扶養手当の受給者（次の全てに該当する方）
    - ・満20歳未満の子ども1人以上を扶養
    - ・母または父の年齢が65歳未満
    - ・当該年度の町民税が非課税世帯または均等割のみの課税世帯



## 下水道料金

基本料月額1,540円（消費税込み）のうち、550円が軽減されます。

- 条件**
- 生活保護世帯
  - 65歳以上の老人世帯**で、当該年度の町民税が非課税世帯の方
  - 母子または父子家庭のうち児童扶養手当の受給者（次の全てに該当する方）
    - ・満20歳未満の子ども1人以上を扶養
    - ・母または父の年齢が65歳未満
    - ・当該年度の町民税が非課税世帯または均等割のみの課税世帯



## 地下水を利用している皆さんへ

地下水などを利用している世帯で、下水道へ汚水などを排出する場合には、届け出が必要です。この届け出により使用水量を認定しています。また、この届け出を既に行っている世帯で、世帯員の構成に変更がある場合（転入、転出、出生、死亡など）には認定水量が変更となりますので、忘れずに届け出をしましょう。必ず届け出をし、公平な負担にご協力をお願いします。

地下水などを利用して下水道に汚水などを排出した場合は、次の表のとおり使用水量を認定します。

用途別	飲料、炊事、洗濯、手洗いなど	入浴施設	水洗便所
一般用	1戸3人まで6立方メートル	1人につき1立方メートル	1人につき1立方メートル
	1人増すごとに2立方メートルを加算		

※水道水と地下水などを併用している場合は、水道メーターによる水量にこの表で認定した地下水の水量を加算します。

## 口座振替を利用しませんか？

口座振替納付は、一度手続きをすれば、指定した金融機関の口座から毎月27日（土日祝日の場合は休み明け）に自動的に振替納付され、納入漏れを防げる便利な制度です。

口座振替を希望する方は、住民課窓口で用紙をお渡ししますので、ご来庁ください。